附　則

この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

文部科学大臣　柴山　昌彦
内閣総理大臣　安倍　晋三

愛玩動物看護師法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年九月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十九号

愛玩動物看護師法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

愛玩動物看護師法附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和元年十二月一日とする。

農林水産大臣　**吉川**　貴盛
環境大臣　原田　義昭
内閣総理大臣　安倍　晋三

農林水産省組織令及び環境省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年九月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百号

農林水産省組織令及び環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）の一部の施行に伴い、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（農林水産省組織令の一部改正）

第一条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号中「獣医師及び」を削り、同条中第十八号を第二十号とし、第十七号を第十九号とし、第十六号を第十八号とし、第十五号の次に次の二号を加える。

十六　獣医師に関すること。

十七　愛玩動物看護師に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること。

第三十五条第二号中「獣医師及び」を削り、同条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　獣医師に関すること。

四　愛玩動物看護師に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること。

附則第四条の表中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

（環境省組織令の一部改正）

第二条　環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十　愛玩動物看護師に関する事務のうち環境省の所掌に係るものに関すること。

第三十五条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　愛玩動物看護師に関する事務のうち環境省の所掌に係るものに関すること。

附則第二項から第五項までの規定中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、愛玩動物看護師法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和元年十二月一日）から施行する。ただし、第一条中農林水産省組織令附則第四条の表の改正規定及び第二条中環境省組織令附則第二項から第五項までの改正規定は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　**吉川**　貴盛
環境大臣　原田　義昭
内閣総理大臣　安倍　晋三

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年九月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百一号

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は令和元年十一月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和二年四月一日とする。

総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年九月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三